

第1号議案

大規模特定河川事業
 一級河川 利根川 伊勢崎・玉村工区 伊勢崎市～玉村町

着手年度
 評価理由

平成27年度
 10年継続
 事業費の増額

1. 事業の概要

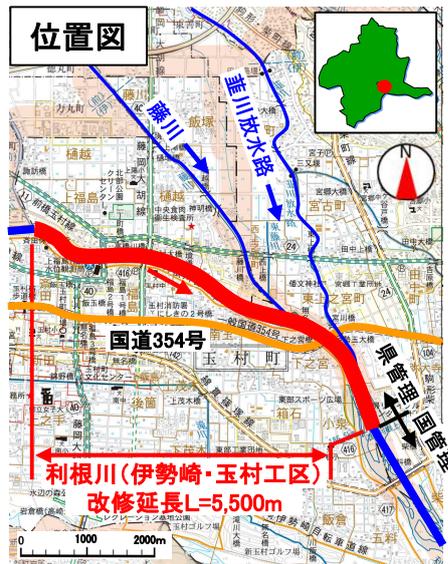
県土整備プランの位置づけ

政策1: 災害レジリエンスNo.1の実現

施策2: 重点水害アクション(5か年重点レジリエンス戦略)

施策3: 防災インフラの整備(中長期レジリエンス戦略)

- ・利根川は、群馬県内(みなかみ町～板倉町)を流下し、太平洋へ注ぐ流域面積16,840km²の一級河川である。
- ・本事業区間の治水安全度は利根川の一連区間の中でも特に低く、計画規模の洪水が発生した場合は、家屋24,500戸や宮郷工業団地等で甚大な浸水被害の発生が想定される。
- ・このため、堤防の新設・嵩上げや河道掘削等を行うことで洪水を安全に流下させ、河川氾濫による浸水被害の軽減を目的として事業を実施するものである。



平常時



令和元年東日本台風

事業場所	伊勢崎市柴町～玉村町上福島	
区分	従前の計画公表値	今回
全体事業費	6,000百万円	11,200百万円
全体事業費増減の理由	-	・埋蔵文化財調査規模増加による増額 ・資材価格や労務単価高騰による増額
事業期間	H27～R12以降	H27～R16
事業内容	改修延長 5,500m 計画流下能力 6,000m ³ /s	改修延長 5,500m 計画流下能力 6,000m ³ /s

2. 進捗状況

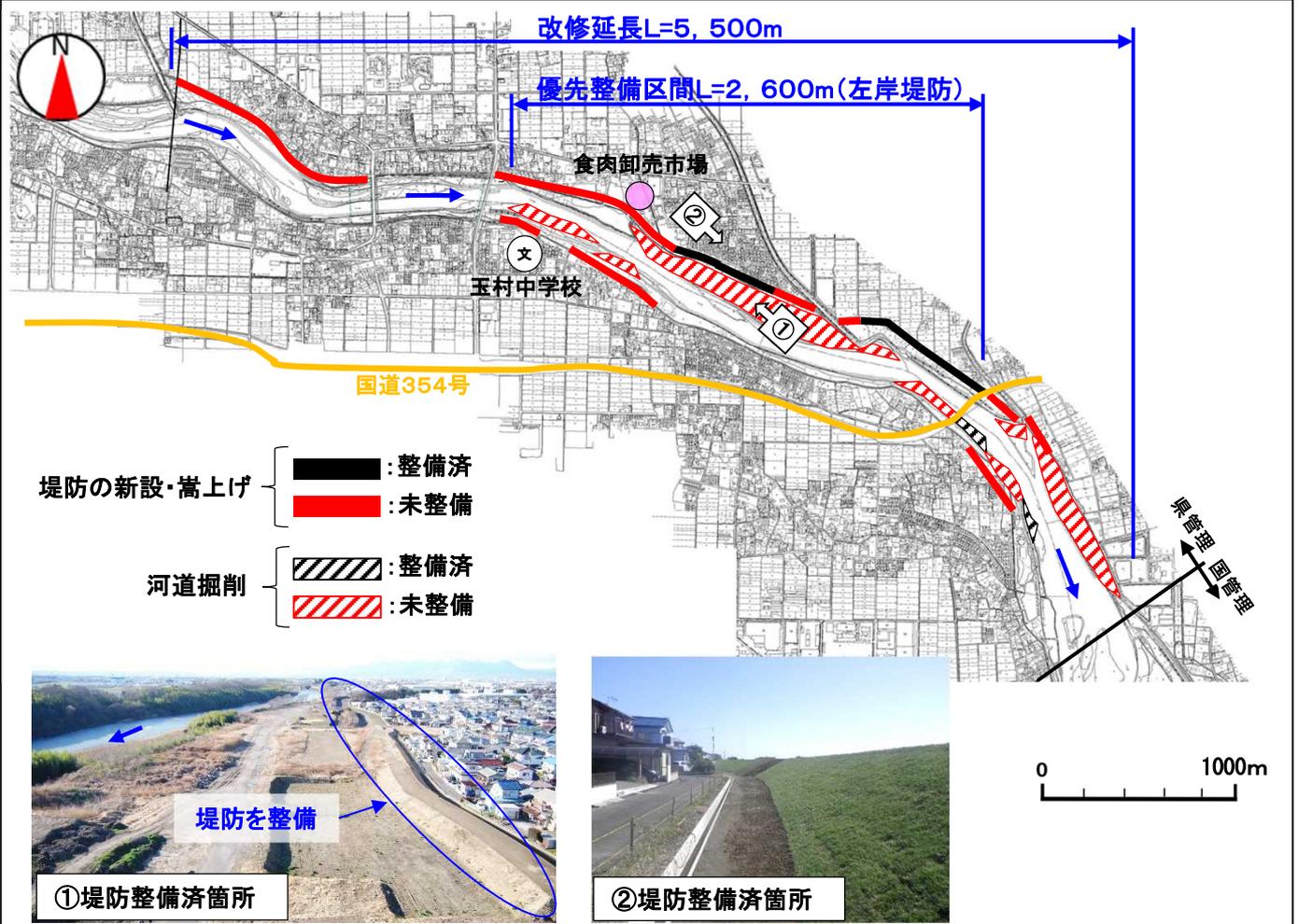
事業経緯

年度	主な経緯
H30	用地買収着手
R2	埋蔵文化財調査着手
R3	工事着手(築堤)

進捗状況

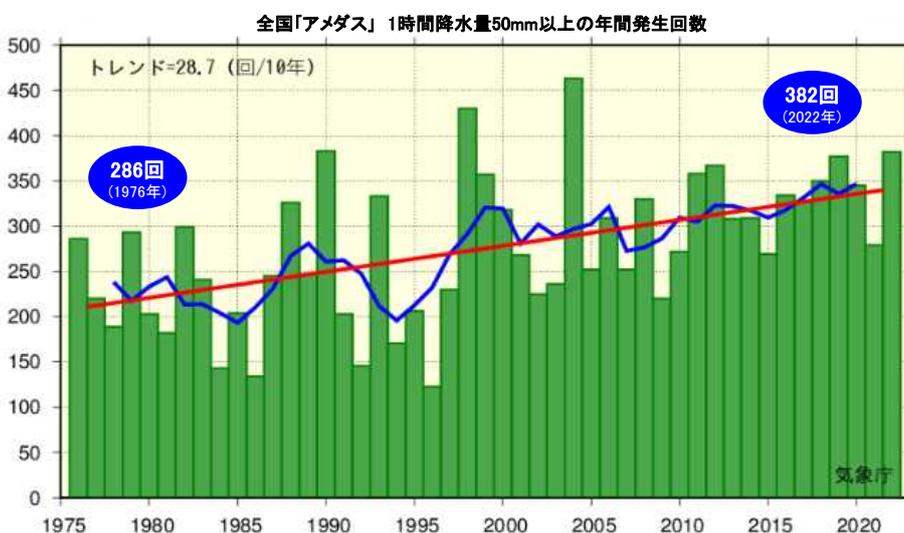
	全体計画	前年度までの進捗状況(進捗率)
事業費	11,200百万円	4,896百万円 (43.7%)
用地買収	300,000m ²	220,834m ² (73.6%)
改修延長	5,500m	0m (0.0%)

2. 進捗状況(図面・写真等)



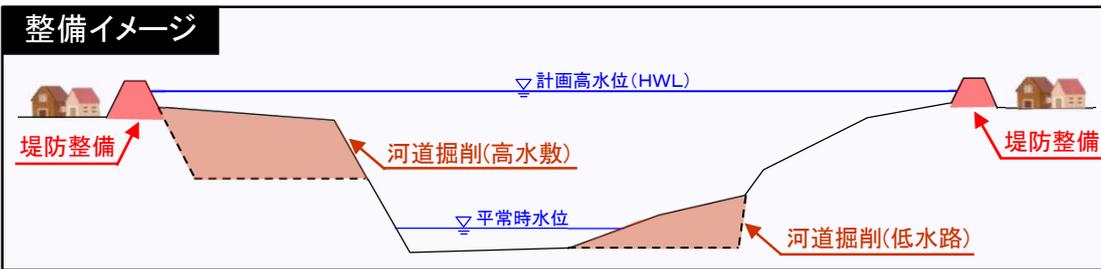
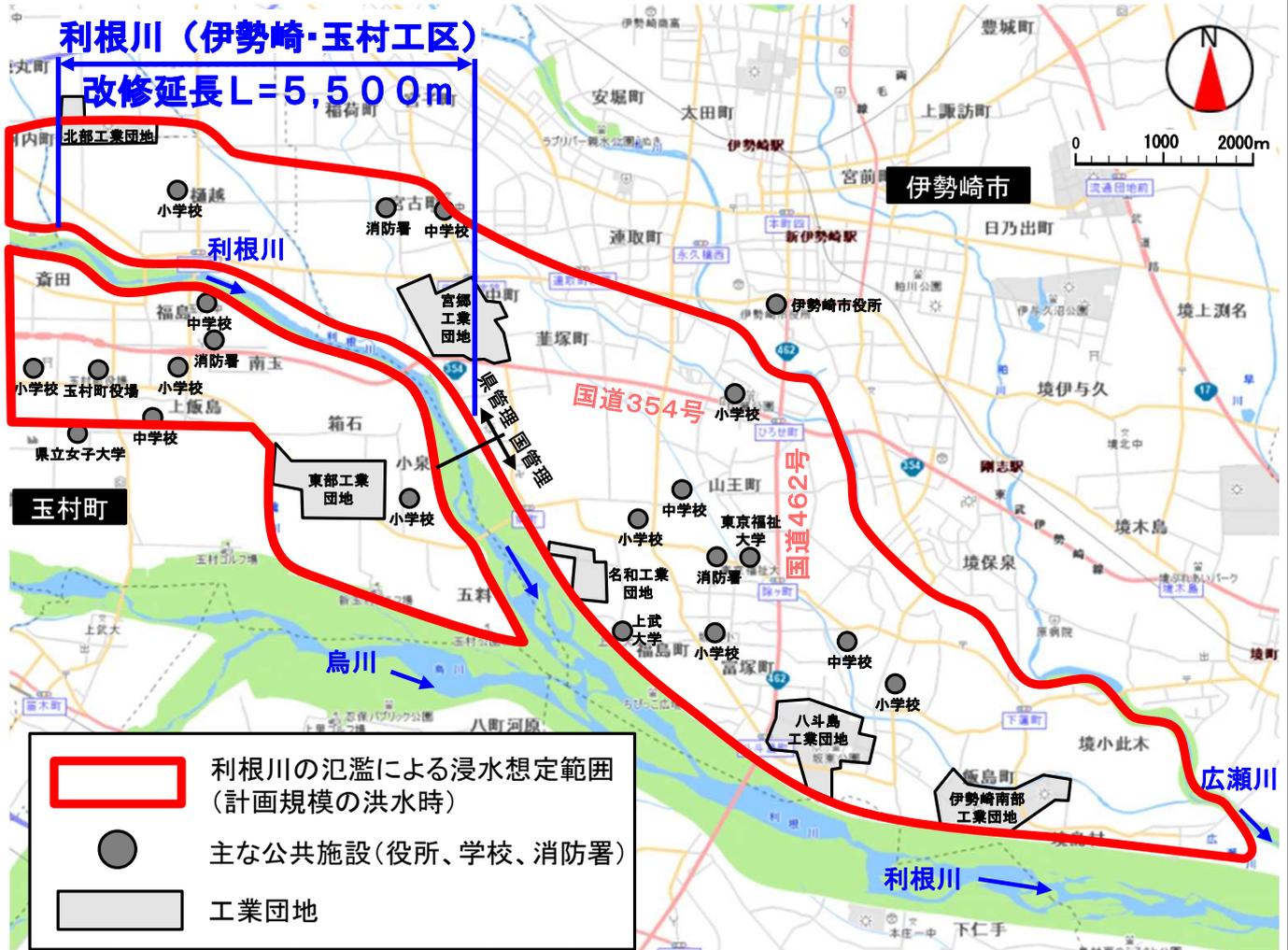
3. 事業の目的・必要性に変化はあるのか？

- ・気候変動の影響等により、50mm/h以上の非常に激しい降雨の発生回数が増えており、災害の頻発化、激甚化が懸念されているため、事業の必要性に変わりはない。
[286回/年(1976年)→382回/年(2022年)]
- ・本事業区間の治水安全度は利根川の一連区間の中でも特に低く、計画規模の洪水が発生した場合は、家屋24,500戸や、工業団地(宮郷工業団地ほか5団地)等で浸水被害が想定されるため、早急な改修が必要である。



4. どのような事業効果が見込めるか？

・堤防整備と河道掘削を実施することで、計画流量6,000m³/sの洪水により浸水すると想定される、家屋24,500戸、農耕地2,100ha、工業団地(宮郷工業団地ほか5団地)、公共施設(国道354号・462号、町役場、学校)等への被害を解消することができる。



費用便益分析

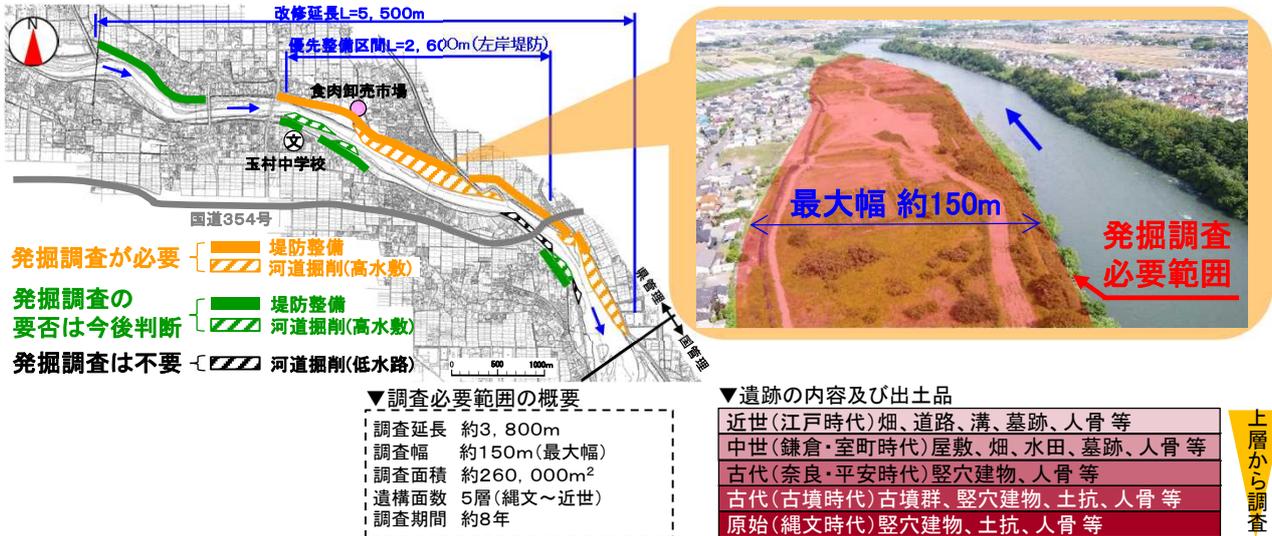
	事業全体		残事業	備考
	前回評価時	今回再評価時	今回再評価時	
費用合計 (C)	4,648,851千円	11,217,488千円	5,192,292千円	・工事費 ・維持管理費
便益合計 (B)	42,216,443千円	69,359,696千円	33,903,886千円	・浸水被害の軽減
費用対効果分析(B/C)	9.1	6.18	6.53	

5. 事業手法やコストは妥当か？

【事業採択時の計画(事業費)を変更する理由】

①埋蔵文化財調査規模増加による増額(+35億円)

- ・本事業の着手に伴い試掘調査を行ったところ、近世から縄文時代にかけての遺構の存在が確認され、当初想定していなかった文化財保護法に基づく発掘調査が必要となった。
- ・発掘調査は、遺跡の内容(遺構面の範囲や数など)により作業内容や費用が変動するが、本事業区間は、いずれもその規模が大きく、調査のため多大な費用と期間を要する。



②資材価格や労務単価高騰による増額(+14億円)

- ・平成26年度から令和6年度で労務単価が1.3倍、生コンクリート単価が1.4倍になるなど、近年の資材・労務単価の高騰の影響を強く受け、工事費等が増額となる。

③用地買収範囲の追加による増額(+3億円)

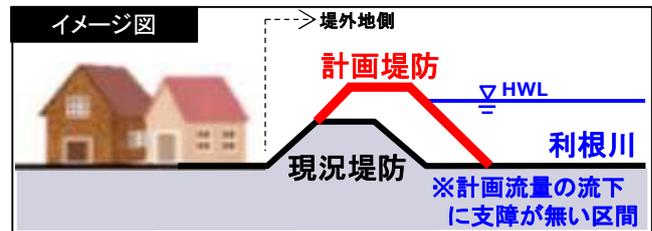
- ・既存の河川区域内に当初想定外の民有地の存在が判明し、買収する必要が生じたため増額となる。

【今回の変更計画の妥当性】

- ・埋蔵文化財調査費の増加及び、資材価格や労務単価の高騰が事業費変更の理由であり、事業内容に変更はないことから、妥当である。

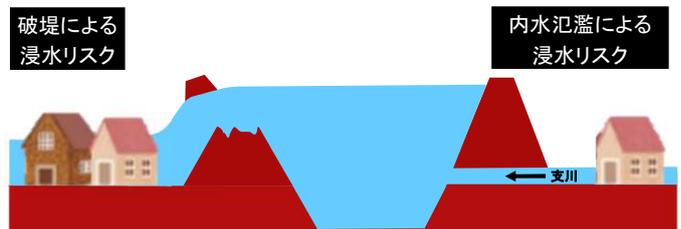
【事業費の縮減に向けた取り組み】

- ・用地取得面積や家屋移転棟数等を縮減するため、築堤工の一部区間では、計画流量の流下に支障を与えない範囲で堤外地側への堤防の腹付け等を計画し、コスト縮減に取り組んだ。



6. 事業実施にあたり、配慮した事項はあるか？

- ・堤防は、破堤した際の浸水リスクと内水氾濫による浸水リスクが、掘込河道と比べて大きいことから、本事業では河道掘削を優先したうえで、必要最小限の範囲で堤防整備を行う計画としている。



7. 事業が長期間要している理由と今後の見通しは？

- ・本事業の着手に伴い試掘調査を行ったところ、遺跡の存在が確認され、当初想定外であった文化財保護法に基づく発掘調査が必要となった。
- ・発掘調査は、用地買収が完了した一定規模の面積で実施する必要がある。また、遺跡が複数世代にまたがり調査深さや出土遺構等の規模が大きく、長期間を要する原因となっている。調査の必要があると判明している範囲で約4年の不測の期間を要している。
- ・発掘調査完了箇所から順次工事に着手し、事業完了は令和16年度を見込んでいる。
- ・現況流下能力が特に低い延長2.6kmの左岸堤防を優先区間として重点的に整備を進め、令和6年度内におおむね完了し、一定規模の整備効果が発揮される予定である。



埋蔵文化財発掘調査のながれ



8. 事業の対応方針は？

事業継続

事業中止

変更なし

事業計画の変更

スケジュールの変更

- ・近年、気候変動の影響等により、水害等の気象災害が頻発化・激甚化しており、毎年のように全国各地で甚大な被害が発生している。
- ・利根川においても、計画規模の洪水で家屋24,500戸や工業団地(宮郷工業団地ほか5団地)等で浸水被害が想定され、さらに、本事業区間の治水安全度は利根川の一連区間の中でも特に低い状況であるため、早急な改修が必要である。
- ・一方で、当初想定していなかった埋蔵文化財発掘調査の実施が必要となり、事業費の増額及び事業期間の延長が必要であるが、特に流下能力が不足している優先整備区間を令和6年度内におおむね完了させることで、事業効果の早期発現を図る計画としている。
- ・以上のことから、本事業の必要性、重要性は高く、着実に事業効果の発現を図ることが適切であるため、事業継続が妥当である。

9. 市町村意見

市町村	再評価における意見
伊勢崎市	本市の洪水ハザードマップでは、利根川周辺の浸水深さが大きく、本事業は重要であると認識しております。利根川の治水安全度の向上を図る必要があることから、引き続き早期整備に向けて事業を進めていただきたい。
玉村町	利根川の治水安全度の向上を図る必要があることから、引き続き早期整備に向けて事業を進めていただきたい。